

## 豚熱感染確認区域で捕獲したイノシシのジビエ利用マニュアル

令和5年10月23日 山口県農林水産部

野生イノシシの解体処理・出荷については、農林水産省が策定した「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き（令和3年4月 農林水産省農村振興局消費・安全局）」（以下「手引き」という。）により、豚熱陰性が確認された個体のみ加工処理、出荷することが可能とされています。

本マニュアルは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食肉処理業の営業許可を取得し野生鳥獣肉を取り扱う県内の事業者が、野生イノシシ豚熱陽性確認地点から半径10km圏内の区域（以下「感染確認区域」という。）で捕獲された野生イノシシを解体処理し出荷する場合に行うべき豚熱ウイルス拡散防止に必要な防疫対応を取りまとめたものです。

### 1 事前準備

#### （1）施設・運営に関する自己点検

- ・ 全ての個体が陽性であるとする前提のもと、手引きに従い豚熱ウイルス拡散防止対策を施した適切な施設・運営が求められています。手引き及び本マニュアルを熟読して、「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引きに係る自己点検表」（野生イノシシのジビエ利用申請書に添付）により、施設・運営状況を確認し、必要に応じて改善してください。

#### （2）必要な資材等の準備

- ・ 食肉処理に必要な施設・機材のほか、豚熱ウイルス拡散防止のために必要な資機材等を準備してください。また、検査結果が判るまでの間、個体を衛生的に保管するために、冷蔵機能の付いたイノシシ専用一時保管庫を確保（既存の冷蔵庫も可）してください。

<参考>資機材等一覧

品目	数量	備考
専用の服（エプロン）・手袋	1人1回 1着以上	事業者が捕獲個体の搬入をする場合は1人2着以上
専用の長靴	1足以上	一次処理専用として使用し、他所に運搬する場合は履き替える。C方式による一時保管をする場合は部屋ごとに履物を替える。
フネ	1個以上	放血・内臓摘出時に血液等が流れ出ないように十分な広さと深さを備えた容器一次処理前後の個体の運搬時等にも使用する場合は複数個
動力噴霧器または 高圧洗浄機	1台以上	車両洗浄・消毒や個体の外皮洗浄に使用
噴霧器	1台以上	施設等の消毒に使用
消毒用スプレー容器	1台以上	手指等の消毒に使用
踏み込み消毒槽	1個以上	FRP製プラ容器等。長靴等の消毒に使用
ブラシ等	1本以上	車両消毒箇所で靴底、タイヤ等の泥落としに使用
消毒剤・消石灰	必要量	「<参考>消毒対象と消毒薬の種類」を参考に消毒剤を選択
解体用機材	必要数	野生イノシシ専用とする。
ゴミ袋（大・小）・ビニール袋密封容器	多めに用意	厚手の合成樹脂製。一次処理時の廃棄物や豚熱陽性対応時の肉等廃棄に使用
ティッシュ・タオル類	多めに用意	機材等に付いた血液等のふき取りに使用
ブルーシート	多めに用意	車両荷台の汚染防止、捕獲個体の包装、廃棄物の包装等に使用
遠沈管、チャック付きポリ袋等	必要数	検体の送付に使用（一部は県が提供）

※上記のほか、温湯消毒に必要なコンロ等、必要な機材・資材等を用意してください。

<参考>消毒対象と消毒薬の種類

対象	消毒剤の種類		注意事項
車両消毒	逆性石鹼	規定の濃度に希釈すること	
手指消毒	アルコール製剤	食品添加物適合エタノール成分として75%	
施設消毒	逆性石鹼	規定の濃度に希釈すること	肉に直接触れないよう注意する。
	次亜塩素酸ナトリウム	食品添加物適合成分として200ppm(0.02%)	錆びやすい箇所には散布10分後に真水で洗い流す。
	過酢酸製剤	食品添加物適合成分として300ppm(0.03%)	肉に直接触れないよう注意する。
	アルコール製剤	食品添加物適合エタノール成分として75%	細かな箇所の消毒に使用する。 大量に使用しない。
機材等	次亜塩素酸ナトリウム	食品添加物適合成分として200ppm(0.02%)	錆びやすいものには散布10分後に真水で洗い流す。
	アルコール製剤	食品添加物適合エタノール成分として75%	大量に使用しない。
	温湯 (83℃以上)		
外皮洗浄	次亜塩素酸ナトリウム	食品添加物適合成分として200ppm(0.02%)	

※希釈する場合は車両消毒を除き、水道水等飲用適の水を使用してください。

(3) 車両消毒地点の設置

- ・ 施設に捕獲個体を持ち込む前に車両を洗浄・消毒する消毒地点を設置してください。
- ・ 搬入者は搬入前に必ず消毒地点で車両を洗浄・消毒してください。

<車両消毒の手順>

- ① 動力噴霧器、高圧洗浄機、ブラシを使用し、泥など目に見える汚れを落とす。
- ② 噴霧器を使用して消毒剤を散布する。

(イノシシを乗せた荷台、タイヤ、タイヤハウスなど重点に消毒する)

※消毒剤の吸引等防止のため、マスク・防護メガネの着用が望ましい。

(4) 施設出入口及び施設内交差汚染対策

- ・ 施設出入口及び作業室ごとに長靴など作業用の履物を替えられるよう準備してくだ

さい。

- ・ 施設出入口及び作業室ごとに手指消毒できるよう消毒剤を配置し、踏み込み消毒槽を設置してください。なお、効果的な消毒のため消毒剤は定期的に交換してください。

#### (5) 捕獲者との連携・情報提供

- ・ 手引きでは豚熱ウイルス拡散防止のため、捕獲運搬時の消毒の徹底などが求められています。
- ・ 関係する捕獲者とよく連携し、あらかじめ「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引きに係る自己点検表」（野生イノシシのジビエ利用申請書に添付）により説明し、協力を求めるようにしてください。

## 2 野生イノシシのジビエ利用再開（開始）のための手続き

### (1) 野生イノシシのジビエ利用申請書の提出

- ・ ジビエ利用を再開または新規に開始しようとする場合は、野生イノシシのジビエ利用申請書（様式第1号）に申請者及び処理加工施設の概要（様式1号別紙1）、豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引きに係る自己点検表（様式1号別紙2）及び食肉処理業の許可証の写しを添付して山口県農林水産部農林水産政策課鳥獣被害対策班に提出してください。

提出先：山口県農林水産部 農林水産政策課 鳥獣被害対策班
住 所：〒753-8501 山口県山口市滝町1-1
電 話：083-933-3473
F A X：083-933-3339
M a i l：a17100@pref.yamaguchi.lg.jp

### (2) 県による施設・運営状況の確認及び承認

- ・ 申請書をご提出頂いた後、施設・運営状況について県農林水産政策課及び管轄家畜保健衛生所職員が現地確認を行います。
- ・ 現地確認時に改善を提案された場合には、それらについて対応の上、再度、確認を受けてください。
- ・ 県は確認後、申請者に対し承認書（様式第2号）を交付するとともに、採材や検体送付に必要な資機材を配布します。

### (3) 申請内容の変更に係る届出

- ・ 申請書の内容に変更が生じた場合、その届出の事実が生じた日から10日以内に、変更事項届出書（様式第3号）に変更内容が確認できる書類及び承認書の写しを添えて、山口県農林水産部農林水産政策課鳥獣被害対策班に提出してください。ただし、当該項目を変更することで、申請時に提出した、豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引きに係る自己点検表（様式1号別紙2）の履行状況が影響を受ける場合、変

更の可否について事前に山口県農林水産部農林水産政策課鳥獣被害対策班へ相談してください。

- ・ 承認書（様式第2号）の記載事項である、事業者等の名称、処理加工施設の名称、処理加工施設の所在地に係る変更については、2（1）に従い、改めて申請書を提出してください。

### 3 再開（開始）承認後の解体処理等作業の注意点

#### （1）捕獲個体受入・解体準備

##### ア 専用の服（エプロン）や手袋の着用

- ・ 受入個体に豚熱ウイルスが付着している可能性があるため、屋外を歩いた靴と室内履きの履替えや着替えの際、屋外用と屋内用とで置き場所を区別してください。
- ・ 個体受け入れの際、専用の服（エプロン）や手袋を必ず着用し、都度、手指や使用したブルーシート等資材などの消毒をするなどして、接触・交差汚染によるウイルス拡散を予防してください。

##### イ 止め刺し、解体処理作業に必要な機材・資材等の準備

- ・ 使用する機材・資材等は原則、野生イノシシ専用のものでし、シカなど他獣種の処理には使用しないでください。共用する場合は、使用前後に消毒を徹底してください。資機材等については「＜参考＞資機材等一覧」を参考に準備してください。

##### ウ 「捕獲・受入個体記録表（日報）」の作成

- ・ 個体情報、捕獲に関する情報、個体の受け入れに関する情報をまとめた「捕獲・受入個体記録表（日報）」を個体ごとに作成して3年間保管してください。なお、本様式は、一般社団法人日本ジビエ振興協会が作成した「小規模ジビエ処理施設向けHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」に掲載されている様式です。

##### エ 検体の受け取り

- ・ 捕獲者に検体（遠沈管に採取した野生イノシシの血液）の採取を依頼している場合は、検体に異常がないことを確認し、個体とともに検体を受け取ってください。
- ・ 受け取った検体は発送までの間、冷蔵庫で保管してください。  
※ 検体が高温にさらされたり、泥など異物が混入していると検査出来ない（豚熱陰性確認できない）場合があります。血液の量が少ない場合も同様に検査出来ない場合があります。

#### （2）止め刺し・解体

##### ア 専用の服（エプロン）や手袋の着用

- ・ 豚熱ウイルス拡散防止及び食品衛生の観点から、解体作業時には専用の服（エプロン）や手袋、長靴を必ず着用してください。

イ 止め刺し用機材等の消毒

- ・ 止め刺し用の機材は、野生イノシシ専用のもを使用し、使用の度に紙タオルで血液を拭き取り、83℃以上の温湯やアルコール製剤で消毒をしてください。

ウ 外皮洗浄

- ・ 水道水等飲用適の水で希釈した次亜塩素酸ナトリウムで個体の外皮を消毒してください。
- ・ 個体の汚れがひどい場合は、あらかじめ捕獲場所にて洗浄し、その場所を消石灰で消毒してください。

エ 施設・解体用機材等の消毒

- ・ 豚熱陰性が確認される前の個体を、解体のため施設内で運搬する場合は、その都度、動線上の施設床等を消毒してください。頻繁な消毒が困難な場合には、個体をフネに載せた状態で運搬し、床面に直接接触したり、血液等が滴らないようにしてください。
- ・ ナイフなど解体用の機材は野生イノシシ専用のもを使用し、使用の都度、83℃以上の温湯やアルコール製剤で消毒をしてください。

オ 放血

- ・ 放血に使用する機材は野生イノシシ専用のもを使用し、作業の都度、83℃以上の温湯やアルコール製剤で消毒をしてください。
- ・ 排水施設を居住する家宅と共有している場合（公共下水を除く）や雨水経路に血液等が混入する恐れがある施設では、フネで血液を受けるなどして、血液を排水経路に流さないようにしてください。※フネで受けた血液は内臓等とともに適切に処分してください。
- ・ 豚熱に感染した個体の血液には高い濃度の豚熱ウイルスが含まれる可能性があるため、取扱いに注意するとともに、服や長靴が血液で汚れた場合はアルコール製剤で洗浄・消毒してください。

カ 検体採取・送付及び検体情報の提出

**※豚熱採材・送付マニュアルに従って実施すること**

- ・ 検体を採取し容器に入れ、検体番号（各年度ごとの各施設の通し番号。同マニュアルを参照のこと）を記載した検体容器を以下の施設に持込、もしくは送付してください。

持込・送付先：山口県中部家畜保健衛生所病性鑑定室  
住 所：〒754-0897 山口県山口市嘉川671-5  
電 話：083-989-2517  
F A X：083-989-2518  
M a i l：a17603@pref.yamaguchi.lg.jp

- ・ **豚熱検体送付書**及び捕獲地点を示した**地図**を山口県農林水産部農林水産政策課鳥獣被害対策班に提出してください。

提出先：山口県農林水産部 農林水産政策課 鳥獣被害対策班
住 所：〒753-8501 山口県山口市滝町1-1
電 話：083-933-3473
F A X：083-933-3339
M a i l：a17100@pref.yamaguchi.lg.jp

#### キ 剥皮・内臓摘出

- ・ 剥皮にあたっては、獣毛等による汚染を防ぐため、必要な最小限度の切開後、刃を手前に向けて、皮を内部から外側に切開してください。
- ・ 手指、機材等が消化管の内容物等により汚染された場合、その都度洗浄・消毒してください。
- ・ 1頭処理するたびに、一次処理室及び機材の洗浄・消毒をしてください。
- ・ 豚熱ウイルスは血液や頭部、内臓に多く存在することから、廃棄時には漏洩がないよう適正に処分してください（猟犬等のエサには利用しないでください）。

#### ク 「と体解体時の確認記録表（日報）」の作成

- ・ 受入個体の異常の有無に関する情報をまとめた「と体解体時の確認記録表（日報）」を個体ごとに作成して3年間保管してください。なお、本様式は、一般社団法人日本ジビエ振興協会が作成した「小規模ジビエ処理施設向け HACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」に掲載されている様式です。

#### ケ 廃棄物処分

- ・ 内臓等廃棄物は二重のビニール袋に詰め、袋の外表面を消毒し、さらにブルーシートで包装してください。
- ・ 破袋による廃棄物の漏洩を防ぐため、フネ等に載せた状態で車に載せてください。
- ・ 豚熱陰性確認前の個体の内臓等廃棄物は豚熱陽性を前提とした取り扱いとし、適切に処分してください。
- ・ 運搬の際、漏洩が発生した場合は、影響範囲を消毒し、再梱包したうえで焼却施設へ輸送してください。

#### コ 解体処理後の養豚場への立ち入りの禁止

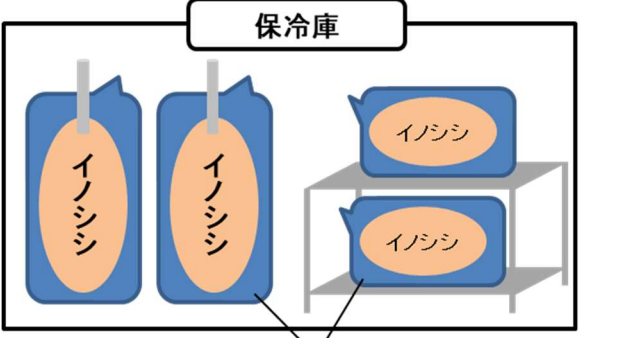
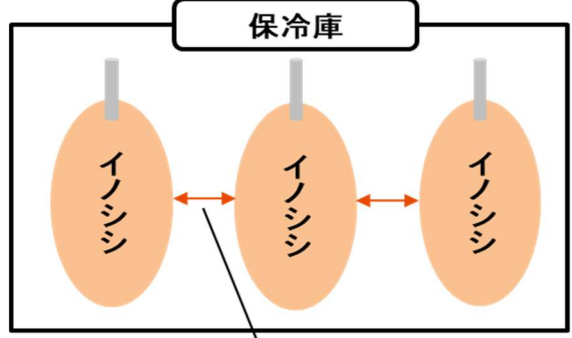
- ・ 解体処理作業等関係者は、原則、養豚関連施設には立ち入らないようにしてください。

(3) 一時保管

処理加工施設内の一次処理室において剥皮・内臓摘出後の個体を、施設内外の保冷库に搬入し、豚熱判定結果が判明するまで次の方式（以下のA～C）により一時保管してください。

なお、一時保管の方式によって、豚熱ウイルス拡散防止のための対策、豚熱検査結果に応じたジビエ利用及び廃棄・消毒の方法が異なるため、処理加工施設の設備状況やジビエ利用の方針等に応じて、最適な方式を選択してください。

○ A・B方式

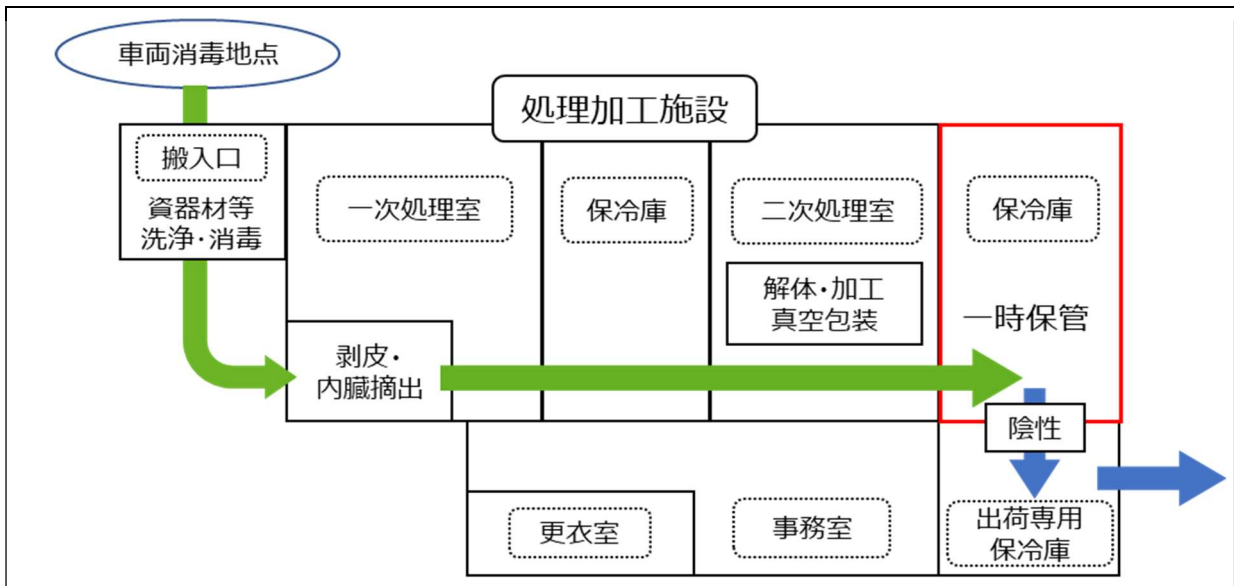
A. 個体ごとに包装する場合	B. 個体ごとに包装しない場合
	
<p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個体間での交差汚染防止のため、1頭ごとに合成樹脂製の袋等による包装を行う。陰性結果が判明した個体は、個体別に一時保管庫からの搬出・利用を認める。</li> <li>一時保管庫で同時に保管している個体で陽性が確認された場合、豚熱陽性個体のみ包装した状態で適切に廃棄する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1頭ごとに合成樹脂製の袋等による包装は行わないため、同時に保管している全個体で陰性結果が判明するまで、全個体について一時保管庫からの搬出・利用を認めない。</li> <li>陽性が確認された場合、同時に保管している全個体を適切に廃棄し、その後、一時保管庫を消毒する。</li> </ul>



○ A・B方式による豚熱ウイルス拡散防止対策

施設外で一時保管する場合	施設内で一時保管する場合
<p>車両消毒地点</p> <p>搬入口 資器材等 洗浄・消毒</p> <p>処理加工施設</p> <p>一次処理室</p> <p>剥皮・内臓 摘出</p> <p>保冷库</p> <p>二次処理室 解体・加工</p> <p>陰性</p> <p>更衣室</p> <p>事務室</p> <p>一時保管</p> <p>保冷库</p> <p>手指・長靴の消毒</p>	<p>車両消毒地点</p> <p>搬入口 資器材等 洗浄・消毒</p> <p>処理加工施設</p> <p>一次処理室</p> <p>剥皮・内臓 摘出</p> <p>保冷库</p> <p>二次処理室 解体・加工</p> <p>一時保管</p> <p>陰性</p> <p>更衣室</p> <p>事務室</p> <p>手指・長靴の消毒</p>
<p>(共通事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一時保管庫への搬出入時には、動線に注意し、他の作業や個体と接触しないように運搬すること。</li> <li>一時保管庫への出入り時には、手指・長靴を消毒すること。</li> <li>一時保管庫内では、同時に保管している他の個体と接触しないように適切な距離をとって保管すること</li> <li>一時保管庫は、豚熱判定前の専用保冷库として使用し、シカ等他獣種と混在しないこと。</li> </ul>	
<p>留意事項</p> <p>(施設外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個別に包装しない状態で保管する場合には、外気に触れない方法で運搬すること。</li> </ul>	<p>(施設内)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個別に包装しない状態で保管する場合には、全個体の陰性が確認されるまでは、二次処理室との出入りは行わないこと。</li> </ul>

○ C方式



留意事項

- 処理加工施設内における処理・加工、真空包装等の作業については、山口県野生鳥獣肉の衛生管理ガイドラインに従い、作業段階ごとに使用機器の洗浄・消毒など、適切な衛生管理措置を実施すること。
- 一時保管中の製品は、同時に保管している全ての製品に由来する個体で豚熱陰性が確認されるまで、出荷をしないこと。
- 豚熱陽性が確認された場合は、一時保管中の全ての製品、解体・加工等作業途中の個体など、全てのイノシシを適切に廃棄するとともに、施設全体の消毒を実施すること。
- 廃棄・消毒措置が完了するまでの間、処理加工は行わないこと。
- 豚熱陽性が確認された場合、既に出荷が認められた製品を含めて、一時保管庫内の全ての製品は適切に廃棄する必要があることから、出荷が認められた製品については、計画的に一時保管庫から別の出荷専用の保冷库に移動させる等、管理すること。
- ただし、施設として捕獲個体1頭ごとに搬入から解体、処理加工、真空包装、箱詰めまでの一連の工程が独立して実施され、製品の一時保管時に合成樹脂製の袋等を用いて確実に区分保管がされ、かつ、捕獲個体ごとに二次処理室を含む処理経路全体の消毒が実施される場合は、個体ごとに出荷可否の判断を行い、豚熱陽性個体に由来する製品のみ適切に廃棄すること。

#### (4) 解体処理後の施設等の洗浄・消毒

##### ア A方式・B方式の場合

- ・ 一次処理に使用した施設の床面や壁、使用した機材などを、洗浄後消毒してください。
- ・ 一次処理に使用した専用の服や手袋等を交換するとともに、使用済みの服や手袋等は適切に処分もしくは洗浄・消毒をしてください。
- ・ 一次処理で使用した長靴等履物は一次処理作業専用とし、洗浄後、消毒して清浄な状態で一次処理室内に保管してください。

##### イ C方式の場合

- ・ 一次処理から真空包装までの全工程で使用した施設、機材等のすべてを洗浄・消毒してください。
- ・ 部屋毎に履物、服（エプロン）、手袋等を替えて作業をしてください。
- ・ 長靴等履物は各部屋専用として洗浄・消毒して清浄な状態で各部屋に保管し、使用済みの服や手袋等は焼却処分、もしくは洗浄後消毒してください。

#### <洗浄・消毒作業のポイント>

- ・ 一般的な洗剤で汚物を洗浄した後、食品添加物適合の豚熱ウイルスに効果のある消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム等）を用いて解体処理に使用した部屋の床や壁面を消毒する。
- ・ 壁面は作業時に個体の体液が飛び散る範囲までとし、床面から1.2m程度まで消毒する。
- ・ 吊り懸けに使用したリフト等、使用した機材も同時に消毒する。
- ・ 施設消毒に用いる消毒剤は、原則、食品添加物適合の次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使用し、錆びやすい部材が使用されている箇所では次亜塩素酸ナトリウム水溶液を散布した後、10分間放置し、飲用適の水で洗い流す。
- ・ アルコール製剤は細かな部分や機材等の消毒に用い、広い面積の消毒など大量な使用は避ける。

#### 4 豚熱陽性が確認された場合の対応

- ・ 個体の受け入れや加工処理、出荷など施設の稼働を停止
- ・ 県の指示に従い、陽性個体由来の肉及び同ロットの特定と廃棄
- ・ 県の指示に従い、施設消毒の実施
- ・ 廃棄及び消毒終了後、県へ報告

項目	対応者	内容
検査結果連絡	県（農林水産政策課）	事業者に対して陽性結果を連絡する。事業者に対しては新規受け入れ中止等を連絡する。
施設稼働停止 物品等移動の停止	事業者	陽性結果を受けてシカ等異なる獣種を含む個体の新規受け入れ、解体、製品加工、出荷等すべての施設稼働を一時停止する。物品等の移動・搬出も停止する。 また、施設敷地には関係車両以外の出入りを禁止する。
対応整理・指示	県（家畜保健衛生所）	必要な防疫措置について現場審査時に事前の指示を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 陽性個体由来の肉等、要廃棄物の指示</li> <li>・ 要消毒箇所及び消毒方法の指示</li> </ul>
要廃棄物の特定、搬出	事業者	要廃棄物を特定し、密閉容器、あるいは厚手のビニール袋に二重に詰めて密封し、表面を消毒する。 さらにブルーシートで包装し、包装した表面を消毒した上で、床や敷地に接触しないように搬出する。必要に応じて消毒した運搬用ソリを使用する。
要廃棄物の輸送	事業者	輸送中、要廃棄物の漏洩が認められた場合には、専用の服（エプロン）や手袋を着用した上で、新たに包装しなおすなど漏洩しないように処置するとともに、漏洩した汚物等をふき取り、汚染箇所を消毒する。
要廃棄物の廃棄	事業者 （委託事業者）	焼却施設に持ち込んだ廃棄物を焼却する。焼却後、搬送に使用した荷台等をその場で消毒する。 あるいは、産廃処理業者に処分を委託する。
車両消毒・人員消毒	事業者	要廃棄物の輸送に使用した車両は焼却施設で荷台を含めて消毒するほか、ジビエ施設に戻る際に

		も消毒を行う。作業員の手指や長靴の消毒、専用の服（エプロン）の交換をする。
施設（機材）消毒 人員消毒	事業者	陽性個体を処理した動線に従い施設を消毒する。 作業員の手指や長靴の消毒、専用の服（エプロン）の交換をする。
県（家畜保健衛生所）への報告	事業者	県（家畜保健衛生所）へ消毒等措置完了報告書（様式第5号）を提出する。
施設稼働再開の決定	県（農林水産政策課）	野生イノシシの解体処理に必要な防疫対応及び食品衛生管理がとられていることを確認し、稼働再開を連絡する。